

1 都たばこ税の申告書・修正申告書

第16号様式（提出用）

令和 7 年 6 月 20 日 起 理 事 項

令和 07 年 05 月 分 都たばこ税の 申告書

東京都 港 都税事務所長 敬 告

住所又は所在地 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話 03 / 1234 - 5678

氏名又は名称 株式会社 ○たばこ

個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

申告書 申告書

課税標準額 ①	255,000
税 額 ②	272,850
課税免除を受けようとする本数 ③	500
課税免除を受けようとする税額 ④	535
返還控除を受けようとする本数 ⑤	2,400
返還控除を受けようとする金額 ⑥	2,568
差引 (② - ④) ⑦	269,747
既に納付又は還付の確定した税額又は金額 ⑧	0
この申告により納付する税額又は還付を受ける金額 (⑦ - ⑧)	269,747
還付を受けようとする金額欄及び支払方法	銀行 支店
口座番号 (普通・当座)	

東京都主税局

○色のついている欄に必要事項を入力してください。

○本数を記載する場合の1本未満の端数は、その端数を切り捨てて記載してください。

○それ以外の税額、金額等の欄は自動計算されます。
(税額に1円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てて計算されます。)

【個人番号又は法人番号】
個人番号 (12桁) 又は法人番号 (13桁) を記載してください。

【申告の種類】
申告書・修正申告書のいずれかを選択してください。

【課税標準数量】
前月における売渡し等に係る製造たばこの課税標準となる本数の合計数を記載してください (課税免除を受けようとする製造たばこの本数を含みます。)
この欄に記載する数値は、「品目別課税標準数量明細書」、「区市町村別課税標準数量明細書」の合計数量とそれぞれ一致します。

【課税免除】
地方税法第74条の6第1項の規定により課税免除を受けようとする製造たばこについて記載してください。また、課税免除事由 (74条の6第1項第1～4号) ごとの本数の内訳を記した書類 (様式は任意です) を添付してください。

【返還控除】
販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者から返還を受けた場合に記載し、「返還に係る製造たばこの明細書」を添付して提出してください。

【既に納付又は還付の確定した税額又は金額】 (修正申告の場合)
修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付の確定した税額又は還付の確定した金額を記載してください (還付の確定した金額がある場合には、その金額の直前の単位 (けた) に△印を記入してください。)

2 品目別課税標準数量明細書

第16号様式別表1 (輸出用)
品目別課税標準数量明細書

申告者の氏名又は名称
株式会社 ○○たばこ

個人番号又は法人番号
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

令和 07 年 05 月 01 日

※ 事業者コード 区分区分

記入不要

品目	品名	数量	課税標準
紙巻たばこA	紙巻たばこA	50,000.0	50,000.0
紙巻たばこB	紙巻たばこB	30,000.0	30,000.0
紙巻たばこC	紙巻たばこC	30,000.0	30,000.0
パイプたばこD	パイプたばこD	40,000.0	40,000.0
パイプたばこE	パイプたばこE	20,000.0	20,000.0
葉巻たばこF	葉巻たばこF	30,000.0	30,000.0
葉巻たばこG	葉巻たばこG	30,000.0	30,000.0
刻みたばこH	刻みたばこH	10,000.0	10,000.0
かみ用の製造たばこI	かみ用の製造たばこI	10,000.0	10,000.0
かき用の製造たばこJ	かき用の製造たばこJ	10,000.0	10,000.0
加熱式たばこK	加熱式たばこK		
紙巻たばこ小計		110,000.0	110,000.0
パイプたばこ小計		60,000.0	60,000.0
葉巻たばこ小計		60,000.0	60,000.0
刻みたばこ小計		5,000.0	5,000.0
かみ用の製造たばこ小計		5,000.0	5,000.0
かき用の製造たばこ小計		5,000.0	5,000.0
加熱式たばこ小計		10,000.0	10,000.0
合計		255,000.0	255,000.0

品目ごとに
売渡し等数量を記載

区分ごとの
小計・合計を記載

東京都主税局

○この様式は、「都たばこ税の申告書」の「課税標準数量」欄に記載する製造たばこの数量について、品目ごとの内訳を計上するものです。
○色のついていない欄に必要事項を入力してください。

【個人番号又は法人番号】

個人番号 (12桁) 又は法人番号 (13桁) を記載してください。

【品目別数量の記載】

- 計上対象は、都たばこ税の課税対象である以下の売渡し等の数量です。
 - ・都内に所在する小売販売業者の営業所への売渡し
 - ・消費者等への売渡し (都内に所在する事務所等で管理する製造たばこ)
 - ・消費その他の処分 (同上)
- 紙巻たばこについては本数を、それ以外のたばこについては重量を記載してください。
ただし、加熱式たばこの重量は、フィルター等を含まない重量を記載してください。
- 課税除外事由に該当する売渡し等の数量を含めて計上してください。
 - ・輸出又は輸出の目的で行われる輸送業者に対する売渡し
 - ・外航船等の船用品又は機用品として積込むための売渡し
 - ・品質悪変等による販売不適品の廃棄
 - ・既に都道府県たばこ税が課税された製造たばこの売渡し等
- 重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

【小計・合計の記載】

- 明細書最終ページの末尾の欄には、製造たばこ区分ごとの小計及び合計を記載してください。
- 以下の製造たばこについては、区分ごとの重量の小計を本数に換算したものを記載します。
(葉巻 (※)・パイプ: 1 g = 1 本、刻み・かみ・かき: 2 g = 1 本)
※ 1 本当たりの重量が 1 g 未満の葉巻たばこについては、その 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算します。
- 加熱式たばこについては、紙巻たばこ本数に換算した本数の合計数量を記載してください。
(換算方法は、都たばこ税の手引 4 ~ 6 ページをご参照ください。)
- 小数点以下 1 位未満の数値があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下 1 位まで算出します。

※ 合計欄に記載する数値は、「都たばこ税の申告書」の「課税標準数量」の数値と原則一致します。ただし、加熱式たばこの取扱いがある場合は、端数処理の関係等で一致しない場合もあります。

7 小売販売業者への売渡し等明細書

第16号の様式別表3 (輸出用)
小売販売業者への売渡し等明細書

申告者の氏名又は名称
 株式会社 ○○たばこ

個人番号又は法人番号
 1 個人番号の記載に当たっては、必ず後述欄に、ここから転記してください。

理 子 番 号 1 3
 項 1 3

令和 07 年 05 月 分

都 道 府 県 名	数 量
A 県	100,000.0
B 県	100,000.0
C 県	100,000.0
D 県	150,000.0
E 県	150,000.0
東京都	255,000.0
F 県	140,000.0

東京都主税局

○この様式は、「受払い報告書」の「小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等③」欄に記載する製造たばこの数量について、都道府県別の数量を記載するものです。

【個人番号又は法人番号】
 個人番号 (12桁) 又は法人番号 (13桁) を記載してください。

【都道府県名】
 ○計上する都道府県については、次のとおり区分してください。
 ・小売販売業者への売渡し；小売販売業者の営業所が所在する都道府県
 ・消費者等への売渡し及び消費等；当該製造たばこを直接管理する事務所等が所在する都道府県

【数量】
 ○「数量」欄には、以下を合算したものを記載してください。
 ・紙巻たばこの本数
 ・以下の製造たばこの重量を、区分ごとに紙巻たばこの本数に換算したものを算出してください。
 (葉巻 (※) ・パイプ；1 g = 1 本、刻み・かみ・かぎ；2 g = 1 本)
 ※ 1 本あたりの重量が 1 g 未満の葉巻たばこについては、その 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算します。
 ・加算式たばこについては、紙巻たばこ本数に換算した本数の合計数量 (換算方法は、都たばこ税の手引14～6ページをご参照ください。)

○課税免除事由に該当する売渡し等の数量を含めて計上してください。
 ・輸出又は輸出の目的で行われる輸出入業者に対する売渡し
 ・外航船等の船用品又は機用品として積込むための売渡し
 ・品質悪変等による販売不適品の廃棄
 ・既に都道府県たばこ税が課税された製造たばこの売渡し等

【東京都分の数量】
 東京都分として計上する数量は、「都たばこ税の申告書」の「課税標準数量」欄に計上する数量と一致します。

○この明細書に記載した数量の合計は、「受払い報告書」の「小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等③」の数量と一致します。
 ※ 明細書最終ページの末尾に合計数量を記載する必要はありません。

10 廃業の開廃等の報告書（休止）

第16号の8様式（提出用）

営業の開廃等の報告書

下記のとおり地方税法 第74条の16第1項 の規定に基づき報告します。

発行 令和 7 年 3 月 10 日 事業所コード 記入不要

東京都 港区 新橋 新橋事務所 長 取締役
 カブシキガイシャ オオカバロ
 株式会社 ○○たばこ

個人番号又は法人番号
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

特定販売業者 卸売販売業者 小売販売業者

登録年月日	営業開始又は登録年月日	営業停止又は登録取消年月日	許可年月日	許可取消年月日
09	09	12	01	01
09	09	12	01	01

フリガナ カブシキガイシャ オオカバロ シンジュクエイクキョウケン

事業所 株式会社 ○○たばこ 新宿営業所

フリガナ トウキョウト シンジュクウカ ニシヤンジュウ

所在地 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話(03) 1234 - 5678

営業の開始、営業の休止、営業の廃止等の年月日 休止期間

開始年月日	休止年月日	休止期間
07	04	07
09	01	09
09	01	09

営業の廃止及び休止の理由 取引会社の事業休止のため

上記の事業所又は営業所の営業区域

その他参考となるべき事項

異動年月日 報告者 経済部経理課 氏名 山本

東京都主税局

○この様式は、特定販売業者又は卸売販売業者が営業を開始・廃止・休止しよとすると、報告事項に異動があるときに使用するものです。
 ○この報告書は、事務所又は事業所ごとに作成してください。

【根拠条文】
 ○開始・廃止・休止のとき：地方税法第74条の16第1項

【個人番号又は法人番号】
 個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【登録年月日・許可年月日】
 昭和・平成・令和のいずれかを選択してください。

【営業の開始、廃止等の年月日】
 ○「休止期間」欄に、営業を休止する期間を記載し、「営業の廃止及び休止の理由」欄に
 休止の理由を記載してください。
 ○営業の休止期間が1か月を超えない場合には、報告書の提出を省略しても差し支えありません。

11 営業の開廃等の報告書（廃止）

第16号の8様式(提出用)

営業の開廃等の報告書

第74条の16第1項

令和7年4月10日

東京都 港区 郵便事務所長 殿

カブシキガイシャ ○○タバコ

株式会社 ○○たばこ

個人番号又は法人番号
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

特定販売業者 卸売販売業者 小売販売業者

至始年月日 至終年月日 至終年月日 至終年月日 至終年月日 至終年月日

01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

カブシキガイシャ ○○タバコ シンジュクエイギョウシヨ

株式会社 ○○たばこ 新宿営業所

トウキョウト シンジュク ニシンジョク

東京都新宿区西新宿2-8-1

電話(03) 1234 - 5678

開始年月日 廃止年月日 休 止 期 間

01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

新宿営業所を廃止し、港営業所と統合

その他の参考となるべき事項

新設者
総務部長
氏名
山本

東京都主税局

○この様式は、特定販売業者又は卸売販売業者が営業を開始・廃止・休止しようとするとき、報告事項に異動があるときに使用するものです。
○この報告書は、事務所又は事業所ごとに作成してください。

【根拠条文】
○開始・廃止・休止のとき：地方税法第74条の16第1項

【個人番号又は法人番号】
個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【登録年月日・許可年月日】
昭和・平成・令和のいずれかを選択してください。

【営業の開始、廃止等の年月日】
「廃止年月日」欄に、営業の廃止年月日を記載し、「営業の廃止及び休止の理由」欄に廃止の理由を記載してください。

12 事業の開廃等の報告書（異動）

第16号の8様式(提出用)

営業の開廃等の報告書

下記のとおり地方税法 第71条の16第2項 下記により報告します。

会社 ○ 令和 7 年 4 月 10 日 営業 区分

東京都 港区 船場事務所長 事務所

フリガナ カブシキガイシャ ○○カバ

特定開業業者又は卸売販売業者が営業を開始・廃止・休止しようとするとき、報告事項に異動があるときに使用するものです。

○この報告書は、事務所又は事業所ごとに作成してください。

【根拠条文】

○報告事項に異動があるとき：地方税法第74条の16第2項

【個人番号又は法人番号】

個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【登録年月日・許可年月日】

昭和・平成・令和のいずれかを選択してください。

異動後の名称、所在地等を記載してください。

【その他参考となるべき事項】

当該異動事項についての異動前の内容、異動理由等、その他参考となる事項を記載してください。

【異動年月日】

当該異動事由が生じた年月日を記載してください。

記入の必要はありません。

特定開業業者	卸売販売業者	小売販売業者
登録年月日 令和 7 年 3 月 1 日 営業停止又は 登録取消年月日 令和 7 年 12 月 01 日	登録年月日 令和 7 年 12 月 01 日 営業停止又は 登録取消年月日 令和 7 年 12 月 01 日	許可年月日 令和 7 年 12 月 01 日 許可取消年月日 令和 7 年 12 月 01 日

個人番号又は法人番号
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

フリガナ カブシキガイシャ ○○カバ

個人番号又は法人番号は、新開業の場合のみ記入する。

1.個人番号の記載は、個人番号を記載し、この欄に記載してください。

フリガナ 株式会社 ○○たばこ

フリガナ トウキョウト・レンジョク・コンサルティング

所在地 東京都港区西新宿2-8-1

電話番号 (03) 1234-5678

開業年月日 休業年月日 営業の開始、閉止等の年月日

営業の廃止及び休止の理由

上記の事務所又は営業所の営業区域

東京都

その他参考となるべき事項

- 特定開業業者 令和7年3月1日
- 建業変更 株式会社○○たばこ一合資会社○○たばこ
- 本店所在地の変更 港区西新宿3-5-6より移転

東京都主税局

13 都たばこ税納付書

都たばこ税領収証書

都道府県コード # 東京都 00120-9-960610 加入者 610

納付事務所コード 20317 税目コード

口座番号 00120-9-960610 東京都会計管理者

所在地及び氏名又は名称
 東京都新宿区西新宿2-8-1
 株式会社 ○○
 代表取締役 ○○ ○○

※ 処理事項 事業コード 1312345678

申告期間 申告区分
 年 月 日 分 秒 年 月 日 分 秒
 07 05 194781

申告 修正 決定

税額 194781

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

合計額 ¥194781

納期限 070630

課税事務所 東京都港都税務所

領収日付印

03

○都たばこ税額を金融機関で納付する際に使用します。
 ○3枚複写の場合、一番上が「領収証書」となっています。

事業者コードを右詰めで記入してください。

申告すべき都たばこ税額を右詰めで記入してください。

○合計金額も忘れずに記入してください。
 ○最上位桁の左欄に「¥」記号を記入してください。
 ○合計金額欄の訂正はできませんので、金額を誤記した場合は新たな納付書をお使いください。

金融機関窓口で「領収日付印」を押印のうえ、領収証書をお渡します。大切に保管してください。

住所・氏名（法人の場合は所在地・名称及び代表者名）を記入してください。

3月行為分(4月申告)～翌2月行為分(3月申告)が一調定年度となります。

売渡しを行った年月を記入してください。

当該月分の申告納期限を記入してください。